

町税の滞納処分を強化しています

町税は、福祉・教育・ごみ処理・道路整備などさまざまな事業を進めるうえで、とても大切な財源です。

町税（町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）の滞納が増えると行政サービスの低下を招くことにもなりかねません。

このため、督促状や催告書等を送付しても納税相談もなく納付のない方に対しては、財産調査や差押を執行します。

また、納付誓約が不履行となった場合や、納付誓約中であっても完納が見込まれない場合も差押の対象となります。

今後も納期限内に納付している方との公平性を保つため、法に基づく各種財産の差押など厳しい対応も行いながら、滞納整理を促進していきますので、納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

町税等の納付は、

便利で確実な口座振替で

申込方法は・・・

◇預貯金通帳、通帳使用の届出印、納税通知書を持参し、各取扱い金融機関窓口でお申し込みください。

◎取扱金融機関

北海道銀行・道南うみ街信用金庫
新函館農業協同組合、上磯郡漁協本所
ゆうちょ銀行（郵便局）

滞納処分までの流れ



○督促・催告

納期限を過ぎると督促状を発送します。
それでも納付していただけない方へは、文書等による納税の催告を行います。



○財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。



○滞納処分（財産差押）

催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分（財産差押）を執行します。



○換価処分

財産を換価し、町税に充当します。

※財産調査や差押は本人の同意なく執行することができます。

■お問い合わせ

税務課税務グループ ☎01392-2-3131

建設発生土の受け入れ先を募集します

木古内町では、公共事業で発生する建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立てや低地のかさ上げ等の埋立てを目的とした建設発生土の受け入れ先を募集しています。今後も公共事業に伴い建設発生土が想定されることから、工事の円滑化を図るため、受け入れ地の募集を行います。詳細は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 建設水道課建設グループ ☎01392-2-3131